

# 農業会議だより

第6号(平成29年3月)発行:一般社団法人佐賀県農業会議

1. 第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
  2. 認定農業者等経営発展研修会
  3. 一般企業の農業参入セミナー
  4. 農業者年金制度の特徴と加入推進
  5. 平成28年度全国農業新聞の普及・推進
  6. 常設審議委員会の結果(平成29年1月・2月)
  7. 今後の行事予定
- 【情報提供】収入保険制度が導入されます

## 1. 第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を開催

農業会議は農業委員と農地利用最適化推進委員が各地域において、農業者のよき相談役としての役割を十分に発揮できるようにするため、1月26日、小城市において「第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」を開催。農業委員・推進委員、事務局職員等約450名が出席しました。



研修会では、「農業委員会法改正の背景とこれからの農業委員会の役割について」と題し、元食糧庁長官、弁護士の高木賢氏が講演されました。

高木氏は、農業委員会法改正で市町長による農業委員の選任制は、共同体的な組織形成を排除しようとする流れに沿うものであり、農地利用最適化推進委員の設置は、利用調整活動を推進しようとする考えであると分析。また、担い手への農地利用の8割の集積、新規参入の促進、耕作放棄地の解消という「農地利用の最適化の推進」を徹底する考えがあることを解説されました。

農業委員会は「行政機関」であることと「地域」に根ざしていることの二つの側面があるが、農地利用の最適化の現場活動において、農地を守り活かしていく考えと農地転用による地域振興など相反することもあるが、農業の発展という視点から農業委員会の活動がうまく行えるように知恵を出し、粘り強くやることが最も重要。そこに自ずと、農地利用最適化推進委員の活動が見えてくる。いずれにしても「一発ホームラン」はない。農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局が一体となり、まわりに振り回されずに地道にやっただけ、と締めくくられました。

その後、県農産課より「農業委員と農地利用最適化推進委員の役割」についてガイドラインに沿って説明されました。

## 2. 平成28年度認定農業者等経営発展研修会を開催

佐賀県・J A 佐賀中央会  
・J A さが・当会議等で構成する佐賀県担い手育成総合支援協議会（会長・坂井邦夫）は、地域農業を牽引する認定農業者や集落営農法人等の担い手が、農業情勢を的確に把握するとともに、自らの経営目標の達成に取り組む意欲を高めることを目的に、1月18日、佐賀市で研修会を開催し、県



内の認定農業者や集落営農法人の役員、関係機関・団体等約 150 名が参加されました。

まず、今国会に法案の提出が予定されており、平成 30 年秋に加入受付が見込まれる「収入保険制度」についての最新の情報を、農林水産省経営局保険課保険数理室長の窪山富士男氏より説明いただきました。（制度詳細：7 ページ参照）

参加者からは、経営継承した場合の制度の引継ぎや、農業共済等の類似制度との選択加入となることについて等の質問があり、制度について関心が高いことがうかがえました。

次に、認定農業者が取り組むべき農業経営改善計画の実践について、「自らの経営管理と改善のすすめ」と題し、県農業技術防除センター専門技術部、主任専門技術員の田中俊朗氏より研修を受けました。

認定農業者として Plan（計画） Do（実践） Check（点検・評価） Action（見直し・改善）のサイクルを実践するうえでは、感覚ではなく目に見える形で点検・評価することが大切。そのためには個々の努力の結果である財務諸表や国が作っている「新たな農業経営指標」を活用し、数字を出して現状を正確に捉え、それに基づいて見直し・改善を行う必要があると説明。より効果的に P D C A サイクルを実践し、発展性のある農業経営につなげるといふ、認定農業者の目指すべき姿について語られました。

認定農業者 2 名による事例報告では、はじめに、伊万里市の「フェルマ木須」代表・木須栄作氏より、「家族の役割分担、経営の多角化による経営改善」と題し報告をいただきました。「フェルマ木須」では、家族経営協定を結び役割分担を明確にした上で生産・加工・体験という多角経営をされており、それぞれが責任を持って各部門の運営をやる中で、経営理念の共有や毎日の朝礼で各部門の状況を把握し、意見を出し合うことで経営改善につなげる。さらに

日々経営状況を把握することで経営改善に取り組まれていることを語られました。

次に、白石町の黒木貴子氏より「女性の発想を活かしたれんこん農家の取組」と題し報告をいただきました。自分で農産物の価値に見合う値段をつけて販売することが良いものを作ろうという意欲の向上に繋がると話され、商談会への参加や異業種とのコラボによるれんこんのPRなどの人脈や販路拡大に向けた取組みや、市場のニーズを逃さないため出荷量を確実に確保する取組み等について話されました。また、発送の際にハスの写真や手紙を同封する等、女性ならではの気配りによりサービス向上を図っていることや、女性同士のネットワークが雇用の確保や販路拡大にも繋がっていること等、農業経営において女性が持つ力を上手く活用された事例報告をいただきました。

両氏とも経営内容は違いながらも生産前から販売先を見据えた経営展開を実現されており、参加者は熱心に聞き入り、経営改善等に向けた意見交換を行いました。

### 3. 一般企業の農業参入セミナー - を開催

農業会議は2月9日に佐賀市で「一般企業の農業参入セミナー」を開催し、県内15企業の担当者や市町農業委員会職員等55名が参加されました。



このセミナーは、平成21年の農地法改正により農業生産法人でない一般企業もリース方式により農地を借り受けできるようになり、また、平成26年度から始まった農地中間管理事業においても、一般企業が農地の受け手として応募できるようになったことから、農業参入に意向を示す一般企業や相談を受ける市町職員等を対象に平成23年度から今回で6回目の実施となりました。

まず最初に県農産課の担当より農業参入の現状について説明。次に農業参入の事例報告として、長崎県西海市の「大島酒造株式会社」代表取締役社長の長岡祐一氏より、平成27年より農業参入した事例を報告されました。

長岡社長は地元産のサツマイモの原料にこだわり、耕作放棄地を活用するなど地域への貢献を考え参入。「農業志向の若手人材を確保することもできた。今後は農地の基盤整備やイノシシ対策など課題もあるが、地域との調和を常に考え規模拡大をしていきたい」と熱く語られました。

長岡社長は地元産のサツマイモの原料にこだわり、耕作放棄地を活用するなど地域への貢献を考え参入。「農業志向の若手人材を確保することもできた。今後は農地の基盤整備やイノシシ対策など課題もあるが、地域との調和を常に考え規模拡大をしていきたい」と熱く語られました。

## 4. 農業者年金の加入推進について

対象者へ**今一度、「ひと押し」!!**

加入者の取りこぼしがないよう  
最後の追い上げをお願いします。

### 農業者年金の加入推進状況（1月末現在）

4～1月新規加入者数 **43人** (達成率73%)

目標達成には **16人の確保** が必要！

**戸別訪問** 等による加入推進の確実な実施を！

今年度加入申込分の **基金受付期限** は  
**3月17日(金)** です

### 目標達成市町

唐津市(15人・107%)、佐賀市(10人・125%)  
江北町(4人・100%)、みやき町(1人・100%)  
有田町(1人・100%)

## 農業者年金で**老後の生活をサポート**

### 制度の特徴

少子高齢化に対応した**積立方式の年金**

保険料は月額2万円～6万7千円まで**千円単位で選択**

認定農業者など一定の条件を満たす方は、保険料の**国庫補助**  
(**最大月額1万円**)あり

支払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象

### 終身年金

仮に80歳前に亡くなった場合は遺族に死亡一時金を支給

## 5 . 平成28年度全国農業新聞の普及・推進

全国農業新聞の普及・拡大のため、「農業委員・推進委員1人・1年・1部純増運動」の結果が現れず、3月の普及部数は前年比**149部減**と普及目標1,800部を大きく下回る**1,516部**に留まりました。

### 普及推進のお願い

- (1)「農業委員・推進委員1人・1年・1部純増」運動を確実に実施
- (2)毎月の定例農業委員会で普及状況・目標達成状況を確認
- (3)戸別訪問や畦ばた会議、日常の相談活動等で普及推進

### ◇ 平成28年度普及推進 ◇

(単位：部)

市町名	農業委員数	27年度末実績	平成28年度			28年度目標	目標達成必要部数	
			2月	3月				部数
				申込	中止			
佐賀市	45	250	232	0	2	230	262	33
神崎市	33	93	79	0	1	78	103	25
吉野ヶ里町	19	61	57	1	1	57	67	10
鳥栖市	22	40	32	0	0	32	46	14
基山町	13	21	20	0	0	20	25	5
上峰町	10	19	18	0	0	18	22	4
みやき町	24	35	31	0	0	31	42	11
多久市	16	67	63	0	0	63	72	9
小城市	27	103	98	0	1	97	111	14
唐津市	37	201	193	1	1	193	211	19
玄海町	13	51	43	0	0	43	55	12
伊万里市	23	88	81	0	0	81	95	14
有田町	14	29	30	0	0	30	33	3
武雄市	37	103	93	0	0	93	113	21
大町町	10	26	24	0	0	24	29	5
江北町	13	74	65	0	0	65	78	13
白石町	37	77	71	0	0	71	88	17
鹿島市	31	73	57	0	0	57	82	25
嬉野市	25	84	77	0	2	75	92	17
太良町	14	36	38	0	1	37	40	3
農業会議	-	134	122	0	1	121	134	-
合計	463	1,665	1,524	2	10	1,516	1,800	284

農業者への情報提供は農業委員・推進委員の役割  
農業委員会法第6条第3項第2号



## 6. 常設審議委員会結果 (H29年1月・2月)

農地法第4条及び第5条の規定により県農業委員会ネットワーク機構に意見を求められた案件について、常設審議委員会において審議しました。第10回及び第11回の件数及び面積、4月からの累計件数については以下のとおりです。

<農地法関係処理状況>

許可権者別件数及び農地区分別件数

回数	開催日	区分	件数 (30a超)	権限移譲		知事許可
				佐賀市	みやき町	
第10回	1月16日	第4条	1(1)	1(1)	0	0
		第5条	8(7)	1(1)	0	7(6)
第11回	2月15日	第4条	1(1)	0	0	1(1)
		第5条	8(6)	0	0	8(6)
4月からの累計		第4条	15(14)	2(2)	0	13(12)
		第5条	94(68)	22(15)	6(5)	66(48)

田畑別件数及び面積

回数	開催日	区分	田		畑		計	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
第10回	1月16日	第4条	1	3,043	-	-	1	3,043
		第5条	7	34,664	6	11,213	8	45,877
第11回	2月15日	第4条	1	3,530	-	-	1	3,530
		第5条	5	29,132	5	15,621	7	16,954

## 7. 今後の行事予定

月	日	時間	場 所	内 容
3	9・10	13:00	都市センターホテル	全国女性農業委員活動推進シンポジウム
	14	13:30	千代田館	女性農業委員研修会
	15	13:30	グランテ`はがくれ	第12回常設審議委員会
	22	13:30	グランテ`はがくれ	第2回理事会
15:00		市町農業委員会会長会議		
4	17	13:30	グランテ`はがくれ	第13回常設審議委員会
5	15	13:30	グランテ`はがくれ	第14回常設審議委員会
	29	13:00	文京北`ックホール	全国農業委員会会長大会

## 農業経営の新たなセーフティネットとして

## 収入保険制度が導入されます

政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度を決定しました。

平成29年通常国会で法案を提出し、平成30年秋(31年産)からの加入申請をめざしています。

平成30年の制度発足当初から『収入保険制度』に加入するためには、

**本年3月15日までに  
「青色申告承認申請書」を提出!!**

### (1)収入保険制度とは

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減だけでなく、価格低下なども含めた収入源を補填する仕組みです。

農産物の販売収入全体を対象。任意加入であり、農業共済や収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)等の類似制度については選択加入となります。

青色申告を5年間継続している農業者が基本ですが、加入申請時に青色申告の実績が1年あれば加入できます。

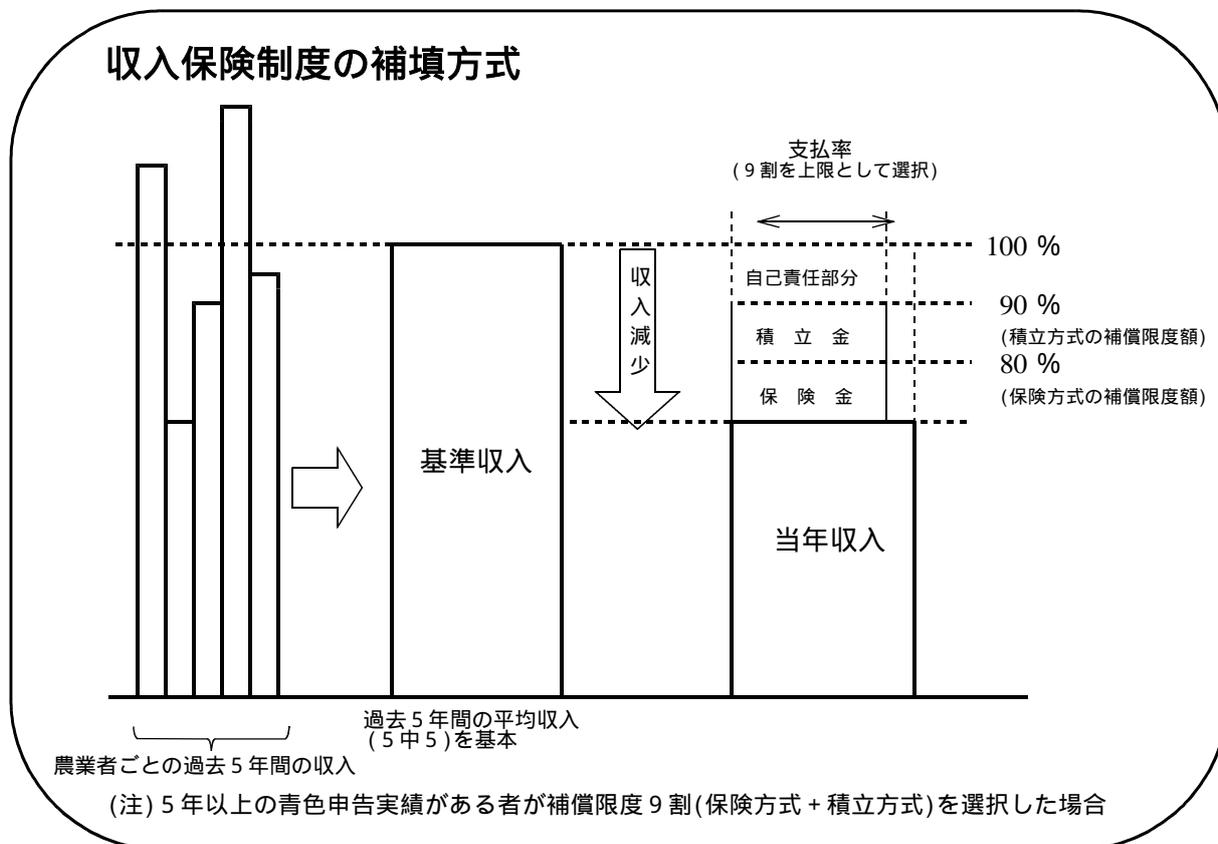
補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げられ、実績5年で補償限度額は9割となります。

過去5年の販売収入の平均を基準に補填。保険料と積立金に国庫補助があります。

5年以上の青色申告実績がある場合であれば、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填される予定です。この基準収入は、過去5

年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など当年の営農計画案も考慮して設計。補償限度額と支払率は複数の割合から選択できます。

下図のように積立金の部分と保険料の部分があり、保険料には50%、積立金には75%の国庫補助が行われる予定です。



## (2)青色申告を始めましょう

青色申告は、自らの経営を客観的につかむための重要なツ - ルです。青色申告には、税制上のメリットもありますので収入保険制度の加入対象となる青色申告の普及・啓発についてもよろしくお願いします。

### 《青色申告の主なメリット》

#### 青色申告特別控除

「正規の簿記」(複式簿記)の場合は65万円を所得から控除可能。

「簡易な方式」の場合は10万円

#### 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも出来ます。